

八潮市ふるさと納税ワンストップ特例申請書の送付について

ワンストップ特例制度を希望された方に対し、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を同封していますので、下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

1. 提出方法

次の書類を同封の返信用封筒にてご返送ください。（簡易書留等を利用される際の郵便料金は自己負担となります。）

①寄附金税額控除に係る申告特例申請書

裏面の記入例をご覧ください、必要事項をご記入ください。

なお、既に記入されている欄もありますので、内容をご確認ください。

②個人番号（マイナンバー）に係る書類

番号法の施行に伴い、平成28年1月1日以降の寄附については、申告特例申請書に個人情報（マイナンバー）を記載する事が必要となりました。なお、マイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、「番号確認」と「身元（実在）確認」の2つが確認できるものを併せて送付いただく必要があります。

	「個人番号カード」 を持っている人	「通知カード」 を持っている人	「個人番号カード」・「通知カード」 のどちらも無い人
個人番号確認の書類	個人番号カードの 〔裏面〕のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票の写し ※コピーでも可
身元（実在）確認の書類	個人番号カードの 〔表面〕のコピー	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※なお、上記書類が用意できない場合は、担当までご連絡ください。	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※なお、上記書類が用意できない場合は、担当までご連絡ください。

※ご提出いただいた個人番号及び本人確認書類につきましては、ワンストップ特例事務以外には使用いたしません。

※記載誤りや上記本人確認が添付されていない場合には、ワンストップ特例制度をご利用いただけない場合がございますのでご注意ください。

2. 提出期限

寄附をした翌年の1月10日（必着）

※期限を過ぎるとワンストップ特例制度が適用されませんので、ご注意ください。

3. 留意事項

①住所変更など、申請書の記載内容に変更があった場合、寄附をした翌年の1月10日（必着）までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請書変更届出書」を必ずご提出いただく必要がありますので、担当までご連絡ください。

②ワンストップ特例申請をされた方が、寄附対象年分の確定申告又は住民税申告をされた場合や、ワンストップ特例の申請地方団体数が年間で5つを超えた場合は、ワンストップ特例の申請自体が無効となりますので、ご注意ください。

その場合、確定申告等の税務申告にて必ず寄附金控除の手続きも行ってください。

※確定申告等を行う方は、この制度を利用することはできません。

※同じ自治体に複数回寄附をしても1自治体と数えます。

③ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。寄附をした翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます。

④受付終了後、受付書をお送りいたします。

※特例申請をされる方にも「寄附金受領証明書」を送付しております。

【郵送・連絡先】

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

八潮市役所 企画財政部企画経営課 企画経営担当 Tel：048-996-2111（内線 885）

寄附金控除に係る申告特例申請書の記入例 (ふるさと納税ワンストップ特例制度用)

【注意事項】

「D」「E」のチェックに該当しない方は、ワンストップ特例制度の要件を満たしませんので、この特例申請書は提出せず、必ず確定申告または住民税申告でふるさと納税寄附金の申告を行ってください。

※ご提出期限：寄附をした年の翌年1月10日

寄附をした年を記入してください。

A.提出日を記入し、太枠内の項目を全て記入してください。

令和〇〇年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日
埼玉県八潮市長 殿

整理番号

住所 東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇

フリガナ ヤシオ タロウ

氏名 八潮 太郎

個人番号 〇△□×〇△□×〇△□×

性別 男

電話番号 03-1234-5678

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用のいずれかに該当する場合にあっては、その場合に記載した確定申告書と併せて、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号の寄附金（同項第4号に該当する寄附金）の申告の特例の適用は受けられなくなり、寄附金税額控除に関する事項を記載してください。

C.寄附をした年月日と金額を記入してください。
※同じ自治体に複数回寄附をした場合でも、その都度申請書を提出する必要があります。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和〇〇年〇〇月〇〇日	10,000円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

寄附をした年を記入してください。

則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和〇〇年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所 東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇

氏名 八潮 太郎 殿

受付日付印

受付団体名 埼玉県八潮市

B.個人番号(マイナンバー)を記入してください。

★D・Eどちらも該当する場合のみ、ワンストップ特例の申請が可能です。

D.確定申告(または住民税申告)をしない方はチェックできます。

※確定申告が必要な自営業者の方や、確定申告が不要な給与所得者や年金所得者の方でも医療費控除等で申告を行う方などは対象となりません。

E.寄附先の団体が1年間(1月1日～12月31日)で5団体以内であればチェックできます。(寄附回数ではなく寄附先の)

F.住所・氏名を記入してください。

以下の点をご確認ください。

項目	チェック欄
1. 入力されている氏名・住所等の確認	<input type="checkbox"/>
2. 左上の日付欄に提出日（記入した日）を記入	<input type="checkbox"/>
3. 「個人番号」欄に寄附者の個人番号（マイナンバー）を記入	<input type="checkbox"/>
4. 「申告の特例の適用に関する事項」の2か所にチェック（レ点）を記入	<input type="checkbox"/>
5. 「個人番号確認の書類」と「身元（実在）確認の書類」のコピーを用意	<input type="checkbox"/>
6. 申告特例申請書及び個人番号に係る書類を八潮市へ返送	<input type="checkbox"/>